東神楽町

○こども緊急さぽねっと利用料助成事業手続きの流れ

非課税世帯・ひとり親世帯・左記以外の子育て世帯
こども緊急さぽねっとへの利用会員登録（ＮＰＯに本人が直接）

↓

非課税世帯・ひとり親世帯・左記以外の子育て世帯の登録（東神楽町に本人が直接）
・世帯全体の課税証明書（若しくは同意書）
・ひとり親医療費助成受給者証及び児童扶養手当証書など

↓

登録決定通知書

↓

サービスの利用依頼　⇒（委託先）⇒　（提供・スタッフ会員）サービス提供者の紹介

（非課税世帯及びひとり親世帯の確認）
（報酬（3/4,1/2,1/４で残りは町に請求）の説明）

↓

サービスの受給 ⟷ サービスの提供

↓

減額後の報酬の支払い（3/4,1/2,1/４） ⇒ 報酬の受取

↓

実績報告書と請求書を合わせて委託先に提出
請求書と実績報告書の写しを町に進達

実績報告の提出（委託先）
報酬の差額の請求（東神楽町）

↓

補助金の支払い（東神楽町） ⇒ 請求額の受取（スタッフ会員が受領）